

鹿角市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った市民及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対する支援等について定め、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、その他関係機関、犯罪被害者等への援助を行う民間の団体、その他関係するものをいう。

(3) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(市民等の責務)

第 3 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等への支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(市が実施する支援)

第 4 条 市は、犯罪被害者等に対し、関係機関等との連携を図り、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 犯罪被害者等への支援に関する情報の提供等を行う窓口の設置

(2) 施設への入所による保護、個人情報適切な取扱い等による安全の確保

(3) 犯罪被害者等への援助を行う団体に対する支援

(4) その他犯罪被害者等への必要な支援

- 2 犯罪被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した、又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、前項第2号及び第4号に掲げる支援を行わないことができる。

(見舞金の支給)

第5条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は身体に傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するとされた場合に限る。以下同じ。）を受けた者（以下「被害者」という。）があるときは、見舞金を支給する。

(見舞金の種類)

第6条 見舞金の種類は、犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族に支給する遺族見舞金及び犯罪行為により身体に傷害を受けた者に支給する傷害見舞金とする。

(見舞金の額)

第7条 見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

- 2 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合の当該見舞金の額は、前項第1号に定める額をその人数で除して得た額とする。

- 3 傷害見舞金の支給を受けた者が受給後に当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金は、当該支給すべき遺族見舞金の額から既に支給した傷害見舞金の額を差し引いた額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡時において、本市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄

弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡時に胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡時において被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあってはそれぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しない。

(1) 被害者に当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為があった場合

(2) 被害者に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合

(3) 被害者に当該犯罪行為に関連する不正な行為があった場合

(4) 被害者が当該犯罪行為を容認していた場合

(5) 被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に属していた場合（その組織に属していたことが被害を受けたことに関連がないと認められる場合を除く。）

(6) 被害者が当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた場合

(7) 前各号に掲げるほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(見舞金の支給申請)

第10条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給等の決定)

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに見舞金の支給の適否を決定するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第9条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該見舞金を返還させるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条から第12条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。